

いじめ防止基本方針

—すべての児童の生命が輝く学校生活をめざして—

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

< もくじ >

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための基本姿勢（５つのポイント）
- 3 いじめの未然防止のための取組
- 4 早期発見・早期対応の在り方
- 5 いじめ問題に取り組むための校内組織，研修の充実
- 6 いじめ防止指導計画の整備について
- 7 重大事態への対応

令和４年４月

湯前町立湯前小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と大きく関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

○ いじめとは

【「いじめ防止対策推進法第2条」より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための基本姿勢（5つのポイント）

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の心身の安全を保障するとともに、学校内だけでなく町教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が連携して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を中心に、命の大切さや言葉の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや無視をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ①いじめゼロ運動
いじめゼロを目指した児童会活動を積極的に推進する。あいさつ運動、いちょうの会の取組で具現化を図る。
 - ②あいさつ運動
毎週月曜日の朝、運営委員会の児童と担当職員が校門に立ち、あいさつを行う。
 - ③「いちょうの会」での取組
児童間、児童・教師間のふれあいを通して、望ましい人間関係をつくる。また委員会発表などを通して、児童の主体的な活動を行う。
 - ・委員会発表・音楽活動・体育活動・縦割り班活動

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

特別活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、対人関係に関する望ましい思考・判断や振る舞い方、よりよい対人関係を築こうとする態度等を育成する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさや喜びを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。

また、学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間及び生活科等における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

4 早期発見・早期解決の在り方

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。（けんかやふざけ合いであっても看過しない。）

イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、児童理解の時間等（月3回）の場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

気になる児童については、担任と保護者が日頃から連絡を密に取ることで、相互の信頼関係を構築する。

ウ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、当該児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動において悩み等を聞き、家庭訪問を実施するなど、問題の早期解決を図る。

エ 「学校生活アンケート（心のアンケートを含む）」を原則毎月行い、児童の悩みや人間関係等を把握する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。また、相談しやすい環境づくりを推進する。

オ インターネットの特殊性による危険を十分に理解するとともに、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を充実させる。

カ すべての教育活動を通して、豊かな人権感覚を育み、実践的な態度を養う人権教育及び道徳教育の推進を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下、すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ **情報集約担当者**（生徒指導主任）を中心に情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく町教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。

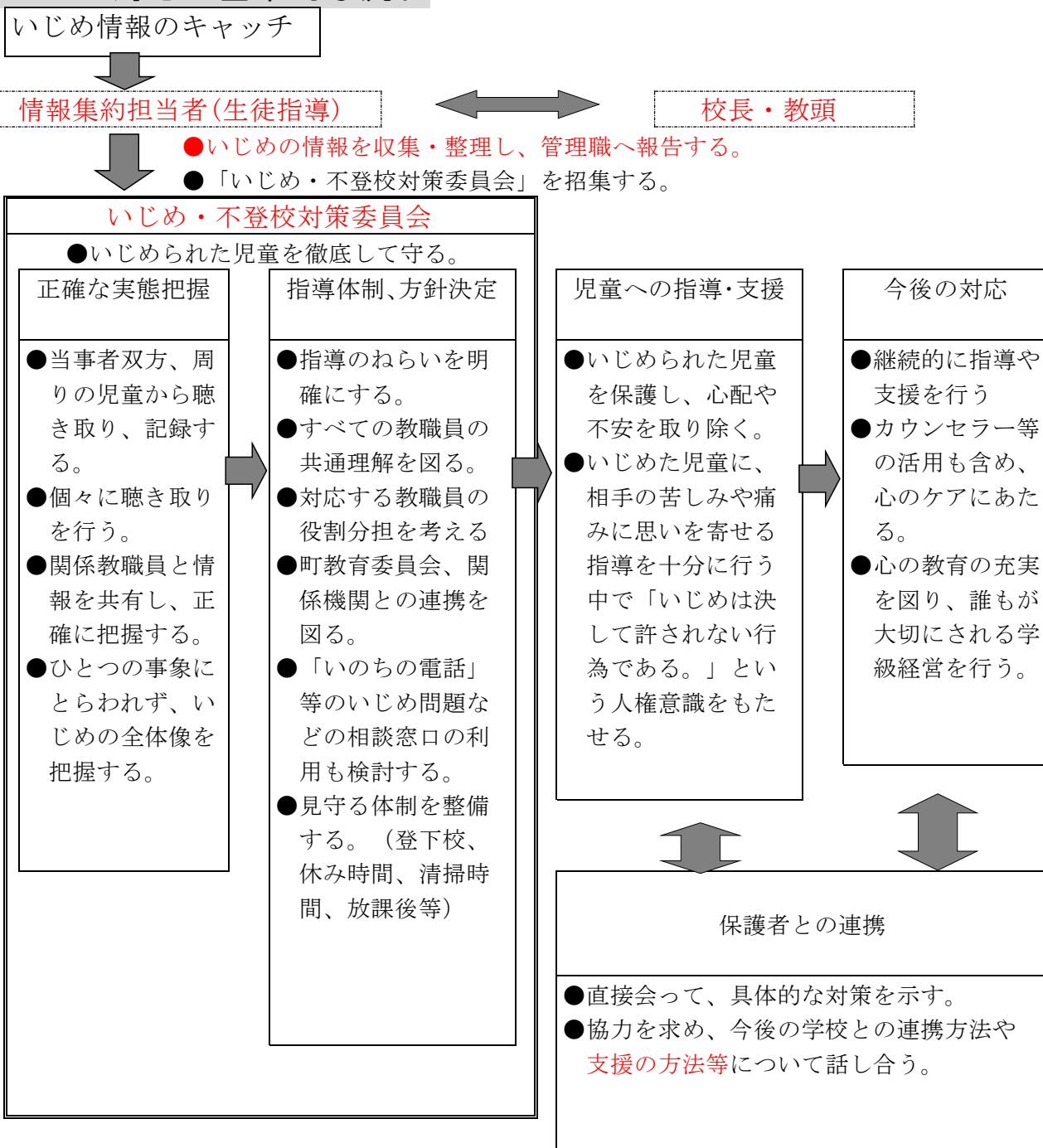
オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、学校支援サポーターやスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

いじめ対応の基本的な流れ



5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「児童理解の時間（生徒指導推進）」

月3回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ・不登校対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、情報集約担当者（生徒指導主任）、養護教諭、当該学級担任等による対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、対策等について協議する。

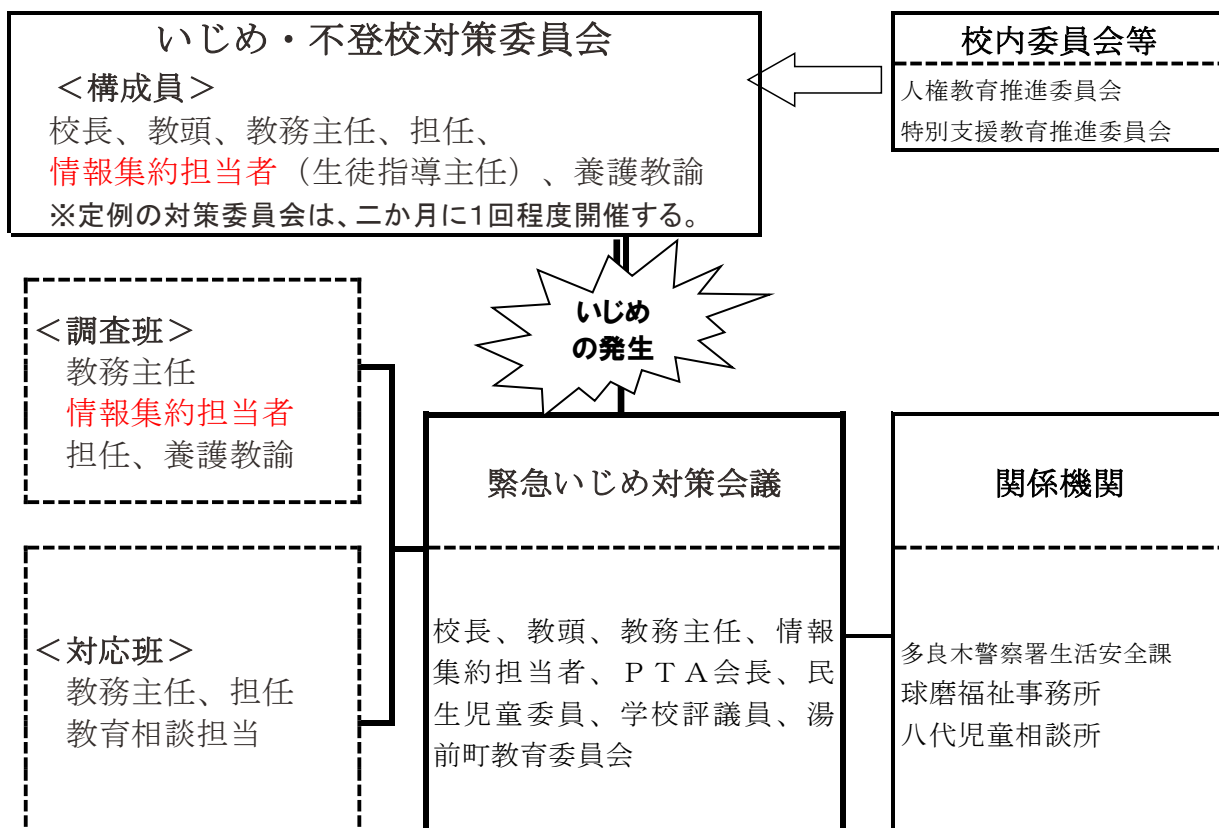
対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議において報告し、周知徹底する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

ア 緊急の生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急いじめ・不登校対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。

イ いじめ事案の発生時は、緊急いじめ対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

《 いじめ問題に取り組むための校内組織 》



(3) いじめ情報集約担当者の役割

いじめ情報集約担当者は、主に以下の業務を担うこととする。

① 情報収集と調査に関する業務

- ・毎月の「学校生活アンケート」の実施と集約
- ・熊本県が行う「心のアンケート」の実施と集約
※ただし、各学級でのアンケートの実施に関しては各学級担任が行う。
- ・日常における学級担任によるいじめに関する情報の集約

② いじめに関する対応に関する業務

- ・いじめ・不登校対策委員会の開催（定期開催）
- ・いじめ事案発生後の緊急対策会議の開催
学級担任等からいじめが疑われる事案の相談があった場合、管理職と検討して対策会議開催の必要がある場合に招集する。

③ いじめに関する相談窓口としての業務

- ・児童からのいじめや悩みに関する相談の窓口
- ・保護者からのいじめ事案に関する相談の窓口

④ いじめに関する研修に関する業務

- ・校内研修等での資料提供や関係機関との連絡調整

(4) 教職員の研修の充実

本校において、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

そのためには、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修を行うとともに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう配慮していく必要がある。

6 いじめ防止指導計画の整備について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいくこととする。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、保護者や地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

<いじめ防止年間指導計画>

	4 月	5 月	6 月	7 月
職員会議	事案発生時、緊急いじめ対策会議			
		保護者会等による 保護者向け啓発 【人権教育研修会】	いじめ・不登校 対策委員会 ・方針の確認 ・指導計画等	
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり		心のきずなを 深める月間 人権学習 人権集会	
早期発見	学校生活アンケートの 実施（月 1 回）			

	8 月	9 月	10 月	11 月
職員会議等	事案発生時、緊急いじめ対策会議			
		いじめ・不登校 対策委員会 ・2・3 学期の計画 ・情報共有		いじめ・不登校 対策委員会 ・情報共有 ・今後の取り組み の確認
防止対策		学級・学年づくり 人間関係づくり		人権学習 人権集会
早期発見		学校生活アンケートの 実施（月 1 回）		熊本県心の アンケートの実施

	1 2 月	1 月	2 月	3 月
職 員 会 議 等		事案発生時、緊急いじめ対策会議		
防 止 対 策		いじめ・不登校 対策委員会 ・ 情報共有 ・ 今後の取り組み の確認	いじめ・不登校 対策委員会 ・ 本年度のまとめ ・ 来年度の課題検討	
早 期 発 見	学校生活アンケートの 実施（月 1 回） 教育相談機関	学級・学年づくり 人間関係づくり	人権学習 人権集会	情報モラル教育 実施期間

7 重大事態への対応

- 法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
（重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響）